

塩川苦情処理幹事（会社側） による作り話を許さない!!

会社は、突如として今まで言ってこなかった「秘密の厳守」を言い出した。これは J R 東海労が大阪府労働委員会に申し立てをした事に対する、会社側準備書面との整合性をつくり出す為の悪あがきでしか無い。私達は、事実の捏造を許さない為に緊急申し入れを行う。

会社側苦情処理委員・塩川慎也人事課係長（幹事）による
事実に基づかない話しに関する緊急申し入れ

苦情処理幹事間において塩川会社側幹事から多田組合側幹事に対し、事実に基づかない話が事実であるかのごとく主張されている。これは J R 東海労作業検査車両所分会が大阪府労働委員会へ救済申し立てを行った時機に符号するものであり、事実無根の作り話が会社側幹事から主張されている現状は労働組合として到底看過する事は出来ない。

よって下記の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 7月31日以前、苦情処理会議及び幹事間における事前審理において、塩川幹事は「秘密の厳守」なる文言を一言も言っていないにも関わらず、突如、7月31日の電話でのやり取りで多田幹事に対し「秘密の厳守」と主張しました。突如として「秘密の厳守」を主張し始めた理由を明らかにすること。
2. 8月28日の塩川幹事と多田幹事による電話でのやり取りにおいて、多田幹事は「本部・組合側幹事も秘密の厳守とは言われていない、会議の非公開しか言われていない」と説明しても、塩川幹事は何回も「以前から言ってます」と繰り返した。本部・本社間におけるどの会議で、何時、誰が、誰に対して「秘密の厳守」との話をしたのか明らかにすること。
3. 塩川幹事は地方でも以前から「秘密の厳守」を会社側から組合側に伝えていると主張しているが、どの会議で、何時、誰が誰に対して話をしたのか明らかにすること。
4. 大阪府労働委員会「平成24年（不）第39号」事件に対して、会社から8月24日提出の『準備書面（1）』において、「秘密の厳守」なる文言があらゆる箇所で記されているが、その根拠を明らかにすること。

以上

